

## 木曾地域公共交通活性化協議会規約の改正について

令和 7 年 6 月 23 日

木曾地域公共交通活性化協議会事務局

## 1. 概要

- ・本協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第 6 条の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため組織。
- ・令和 7 年 10 月の広域幹線バス運行に向け、運行事業者が道路運送法第 15 条の規定に基づく事業計画の変更申請を行うにあたり、標準処理期間短縮等の優遇措置を受けるため、地域公共交通会議又は当該会議の構成員として道路運送法施行規則に定める者を構成員として含む地域活性化協議会に協議をする必要がある。
- ・木曾地域公共交通活性化協議会が協議適格となるためには、当協議会においては「一般旅客自動車運送事業者の組織する団体」を委員に加える必要がある。

## 2. 改正（案）

- ・協議会委員に、公共交通事業者等として、「公益社団法人長野県バス協会」及び「一般社団法人長野県タクシー協会」を加える。
- ・規約の改正については別添新旧対照表のとおり。

## 3. 施行期日

議決の日

## （参考）関係法令

- 一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について（平成 14 年 7 月 1 日付け（平成 29 年 3 月 17 日付け改正）北陸信越運輸局長公示）（抜粋）

## 1. 一般乗合旅客自動車運送事業

## (1) 事業計画の変更認可（法第 15 条第 1 項）

## ① 路線の新設に関するもの

3 ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、（中略）並びに地域公共交通会議等で協議の調った事案については、特段の事情がない限り、概ね 1 ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。

## ② 路線の新設以外のもの

2 ヶ月

なお、（中略）及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね 1 ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。

## ■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

（略）

- 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（中略）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（以下略）

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等

- 2 （略）